

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

(中小企業信用保険法の特例)

第四条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）の保険関係であつて、創業等関連保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（その保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、創業者及び新規中小企業者（第二条第三項第一号に掲げるもののうち当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったもの及び同項第二号に掲げるもののうち当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたもの又は他の会社がその事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。）の要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた創業者及び新規中小企業者に係るものについての同法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「中小企業者の」とあるのは「中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者を含む。以下この条において同じ。）と、「保険価額の合計額が八千万円」とあるのは「同法第四条第一項に規定する創業等関連保証（以下「創業等関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ千五百万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該借入金額のうちの保証をした額が八千万円（当該債務者」とあるのは「創業等関連保証及びその他の保証」とに、当該借入金額のうちの保証をした額がそれぞれ千五百万円及び八千万円（創業等関連保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千五百万円及び八千万円から」とする。

2 第二条第二項第一号及び第二号に掲げる創業者であつて、創業等関連保証を受けたものについては、当該創業者を中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条の二（第一項及び第三項を除く。）及び第四条から第八条までの規定を適用する。

3 創業等関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

4 無担保保険の保険関係であつて、創業等関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

【趣旨】 本条は創業者及び新規中小企業者に係る中小企業信用保険法の特例を定めるものである。

創業者による創業については、個人が新たに創業する場合や中小企業が新たに会社を作る場合であり、新たな事業主体の創設であるため、資金ニーズが大きい一方で、十分な資金調達力を伴わない場合が多い。このため、既往の事業実績を要件としない信用保険制度を創設することで、事業実績のない主婦、学生、サラリーマン等の個人が新たに創業しようとする場合の資金調達を容易化するとともに、次条（第5条）で中小基盤機構の債務保証業務により、これを補うこととする。

また、創業後であっても、事業を営んでいない個人により創業された場合や中小企業によって新たに設立された会社である場合については、新たに創設された主体であり、当面は資金力が弱いと考えられることから、同じく信用保険の特例の対象とする。

【解説】

（第1項） 中小企業信用保険制度は、中小企業の資金繰りを円滑にするため、各県等に所在する信用保証協会が借

入につき債務保証を行い、その保証債務について中小企業金融公庫が再保険を行う仕組みであり、債務保証した貸付に事故が発生した際には信用保証協会が代わって弁済（代位弁済）することにより、金融機関のリスクを軽減し、中小企業の担保力の脆弱さを補うものである。

本項による中小企業信用保険法の特例は、こうした信用保険制度の仕組みを創業前の者についても適用できるところとともに、こうした創業者や新規中小企業者のための特別枠を設けるものであり、保証枠の拡大や保険料率の低減化といったものではない。前述のとおり、事業の実績のない個人や信用力の乏しい中小企業者は、開業資金の融資のニーズが大きい一方で、物的担保や第三者保証を得ることが困難を極める場合が多いため、こうした創業者は保証枠の拡大や保険料率の低減がなされても、実際に融資を受けることが困難である場合が多い。このため、本項においては、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する無担保保険制度に加え、創業者及び新規中小企業者に係る特別枠として、物的担保に加えて新たに保証人をも不要（ただし、法人の代表者たる個人による保証は除く。）とする無担保無保証人保証（「創業等関連保証」）制度を創設している。ただし、本条第三項の規定に基づき、施行令において、一般の無担保保険及び産業活力再生特別措置法第二十四条第一項に規定する創業関連保証と併せて八千万円以内とされていることから、その限度枠内においてのみ、無担保無保証人保証制度を活用できることとなっている。

（第2項） 本項は、第一項で規定する創業等関連保証に該当する債務保証を受けた個人について、これを中小企業者とみなすこととしたものである。

具体的には、事業を営んでいない個人であって一ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（第二条第二項第一号）及び事業を営んでいない個人であって二ヶ月以内に新たに会社を設立し当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの（第二条第二項第二号）について、中小企業信用保険法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法の無担保保険の規定を適用することとしている。

（第3項） 本項は、創業等関連保証を受けた者一人についての無担保保険の保険関係及びその保険価額の合計額の限度額について、政令で定めることとしたものである。具体的には施行令第五条において八千万円と定められている（第一項の解説参照）。

（第4項） 本項は、創業等関連保証に係る保険料の額は、利用者の負担軽減を図るため、保険金額において、中小企業信用保険法第四条の規定による年百分の三以内から、年百分の二以内において定めるものとし、その率については政令で定めることとしたものである。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務）

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、創業及び新規中小企業の事業活動を促進するため、創業者及び新規中小企業者がその事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証並びに創業者（第二条第二項第三号に掲げる者に限る。）及び新規中小企業者（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。

【趣旨】 本条は、独立行政法人中小企業基盤整備機構による創業者及び新規中小企業者に対する債務保証業務を定めるものである。

【解説】 創業者及び新規中小企業者に対し、その事業に必要な資金を調達するために発行する社債又は借入れに係る債務保証業務を独立行政法人中小企業基盤整備機構が行えることとしている。本業務は、創業者に対しては、信用

保険の特例（第四条）による資金調達の補完的役割と位置付けられる一方、新規中小企業者に対しては、中小企業投資育成株式会社法の特例（第六条）による直接金融型資金調達と併せて間接金融の充実も図るものである。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第六条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 新規中小企業者が資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 新規中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

【趣旨】 創業後の中小企業者については、事業の拡大や新会社の設立により大幅な成長を目指す際に、その将来性と比して十分な資金を確保できない可能性が高く、こうした事業者の成長を適切に促進しなければ、我が国の将来を担う新産業の芽を摘んでしまうことになりかねない。したがって、中小企業基盤整備機構の債務保証業務（前条）により大規模な間接金融の確保を可能としつつ、本条において、中小企業投資育成株式会社法の特例により増資や新株式会社設立における直接金融を容易にするものである。

【解説】

（第1項） 前述した趣旨にかんがみ、以下のような特例措置を設けるものである。

設立投資…中小企業投資育成株式会社法における設立投資の対象者は、資本金の規模が三億円以下の株式会社を設立しようとする場合とされているが、新規中小企業者に対しては、資本金が三億円を超える株式会社を設立しようとする場合についても対象とするもの。

一般投資…中小企業投資育成株式会社法における一般投資の対象者は、資本金の規模が三億円以下の株式会社が資金の調達のために株式等を発行しようとする場合とされているが、新規中小企業者に対しては、資本金が三億円を超える株式会社の場合についても対象とするもの。

（第2項） 第二項は、第一項に基づいて中小企業投資育成株式会社が行う投資事業の基本的性格が、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第一号及び第二号の事業と同種のものであることを踏まえ、第一項に基づく事業を同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなしている。

中小企業投資育成株式会社法においては、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業対象となった事業者は、同

時に中小企業投資育成株式会社の追加投資事業（同法第五条第一項第三号）、コンサルテーション事業（同法第五条第一項第四号）等の対象ともなる仕組みとなっているが、本項は、前項の規定により同社の投資事業の対象となつた者についてもこうした追加投資事業・コンサルテーション事業等の対象とするものである。

（診断及び指導）

第七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であつてその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの（次条第二項において「特定新規中小企業者」という。）に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

【趣旨】 新規中小企業者の中でも、特に積極的に研究開発、市場開拓に挑戦する中小企業に対して、経済産業大臣が診断及び指導を行うことにより、幅広く投資家からの資金調達が可能となるような環境整備を行うものである。

【解説】 新規中小企業者の中でも、特に積極的に研究開発、市場開拓に挑戦する中小企業は、その事業リスクが高いことに加え、中小企業者ゆえの信用力・担保力不足等のため、必要とする資金の調達が困難な状況にある。このような比較的事業リスクの高い事業者については、間接金融による資金調達だけではなく、直接金融による資金調達の円滑化を図ることが重要であり、前条の中小企業投資育成株式会社法の特例に加え、幅広く民間投資家からの資金調達が可能となるような環境整備を行うことが必要である。

こうした資金調達環境の整備を行う上で、投資家側から投資判断に必要な投資先中小企業の情報の開示の重要性が強く指摘される一方、投資先の中小企業側では、外部の投資資金を導入する上で、情報開示が重要であるということがまだ十分に認識されているとはいえないのが現状といえる。

よって、本条において、積極的に研究開発や市場開拓に挑む中小企業への豊富な外部資金の導入を一層促進していくため、投資家からみて魅力的な投資環境を整備するという観点から、資金を調達する中小企業が外部の投資家に対し、自らの経営状況に関する情報を十分かつ適切に提供することを促していく必要がある。このため、国がこういった中小企業に対し、企業情報の提供の意義やその方法について、積極的に指導・診断を行っていくことが重要な施策であると考えられる。

したがって、本条においては、新規中小企業者のうち一定の要件に該当する者（特定新規中小企業者）に対し、投資家が投資を行う際に必要な企業の経営状況に関する情報提供の方法、内容等について経済産業大臣がアドバイスを行うなど、これらの特定新規中小企業者の資金調達環境を整備することとしている。

なお、特定新規中小企業者の主な要件は、次のとおりである。（施行令第二条、施行規則第三条）

- ・ 設立十年未満の中小企業者
- ・ 試験研究費等が売上高に対し一定割合支出されていること（設立五年未満の会社は三％以上、設立五年以上十年未満の会社は五％以上）
- ・ 株式会社であること
- ・ 個人投資家と投資契約を締結していること
- ・ 外部からの投資が六分の一以上であること
- ・ 未上場・未登録の会社であること
- ・ 大規模会社の子会社等でないこと

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条に規定する事業を行っていないこと

【用語の解説】

○「積極的に外部からの投資を受けて」

特定新規中小企業者の役員、従業員、経営者の親族等以外の外部の投資家からの株式投資等による調達資金を受けることをいう。なお、「投資」には、株式の引受のみならず、新株予約権付社債や新株予約権の引受も含まれる。

○「経営状況に関する情報の提供」

会社の概要、事業計画のエグゼクティブサマリー、事業のコンセプト、事業スケジュール、財務計画、リスク情報等、投資家が投資判断を行う際の基準となる、特定新規中小企業者の経営全般にわたる情報を特定新規中小企業者が投資家に提供することを意味する。

○「診断及び指導」

企業概要や事業計画等の投資家による投資判断に通常必要とされる情報を的確に提供するためのアドバイスをを行い、さらに専門的なアドバイス等が必要となる場合は、公認会計士、経営コンサルタント等の専門家の紹介を行うことを意味する。

（課税の特例）

第八条 第二条第三項第一号又は第二号に規定する新規中小企業者（同項第一号に掲げる者にあつては、事業を開始した日以後の期間が五年未満であることについて、経済産業省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けている者に限る。）であつて、その業種における事業活動の活性化が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める工業その他の業種に属する事業を行うものが取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合（当該株式を取得したことに ついて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の確認を受けた場合に限る。）で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。

【趣旨】 本条は、新規中小企業者のうち一定の要件を満たす者について、設備投資減税又はエンジェル税制特例の対象とすることにより、その創業活動を支援するものである。

【解説】

（第1項） 本項は、その業種における新規中小企業者の事業活動の活性化が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める業種について、当該業種に属する新規中小企業者の設備投資に係る税額控除又は特別償却制度を認めるものである。これを受けて、施行令第七条において、製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業の四業種を規定している。

（第2項） 本特例は、いわゆる「エンジェル税制」といわれるもので、個人投資家によるベンチャー企業への投資が促進されることにより、ベンチャー企業の資金調達の円滑化を図るため、エンジェルと呼ばれる個人投資家がベンチャー企業へ投資を行った場合並びに取得した株式を売却した場合に、税制上の優遇措置を受けることができる。

制度である。当該特例制度により個人投資家のベンチャー企業への投資が活発化し、新規産業創出の担い手であるベンチャー企業が成長し、我が国経済を活性化することが期待されている。

課税の特例を受けるためには、ベンチャー企業が特定新規中小企業者であって、その発行する株式を払込みにより個人投資家が取得した場合について、経済産業大臣の確認を受けることが必要である。具体的な手続きは、特定新規中小企業者が個人投資家ごとに申請書（施行規則様式第二）を作成し、必要書類（定款、登記事項証明書、財務諸表等施行規則第五条で規定しているもの）を添付した上で、各経済産業局へ提出する。各経済産業局が当該事実を確認できた場合には当該特定新規中小企業者へ確認書が交付されるので、当該特定新規中小企業者は個人投資家へ交付する（施行規則第五条）。個人投資家は、当該確認書その他必要書類を確定申告書に添付することにより課税の特例を受けることができる。

また、税制上の優遇措置の主な内容は、次のとおりである。（税制上の措置の詳細は、租税特別措置法第三十七条の十三から第三十七条の十三の三まで、租税特別措置法施行令第二十五条の十二から第二十五条の十二の三まで及び租税特別措置法施行規則第十八条の十五から第十八条の十五の三まで等で規定。）

〔投資時点〕

特定新規中小企業者の株式を払込みにより取得した個人投資家は、同一年分の株式等譲渡所得からその特定新規中小企業者の株式への投資額を控除できる（当該株式と同一銘柄株式の取得費は当該控除額分を減額）。

〔売却時点：株式譲渡益が生じた場合〕

特定新規中小企業者の株式を払込みにより取得（平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に取得したものに限り。）した個人投資家が、株式譲渡の日の時点で、投資した日の翌日から起算して三年を超えて株式を保有している場合において、上場等の日より三年以内に売却した時及び上場等の日前にM&A等により売却した時は、その譲渡益を二分の一に圧縮することができる。

〔売却時点：株式譲渡損が生じた場合〕

特定新規中小企業者の株式を払込みにより取得した個人投資家が、株式上場等の日の前日までに当該株式の譲渡（特定新規中小企業者の解散（合併によるものを除く。）に伴う清算や倒産の場合を含む）により生じた損失（当該損失発生年の他の株式等譲渡益から控除した後、なお損失として残る金額）を、その年の翌年以降三年にわたって繰越して、他の株式譲渡益から控除することができる。